

第7回久留米市

男女平等に関する 市民意識調査

概 要 版



久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

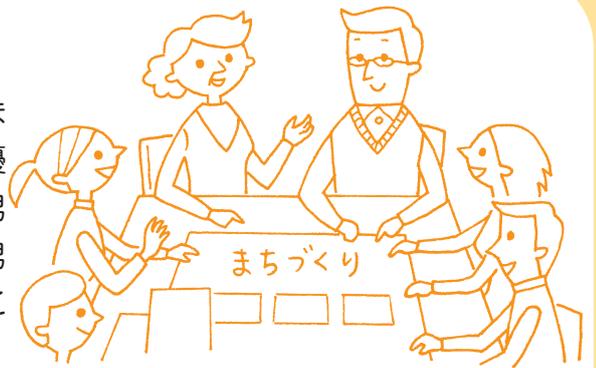
- 1 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
- 2 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 3 男女があらゆる分野とともに参画できるまちをつくります。

昭和63年10月1日 久留米市告示第103号

平成27(2015)年3月
久留米市

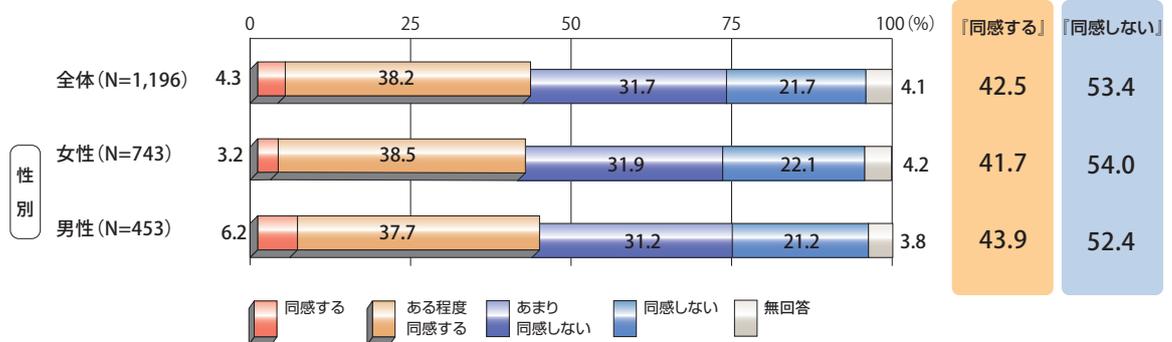
男女平等に関する意識

“男は仕事、女は家庭”という考えを持つ人は減少していますが、生活の場面でも政治や法制度のうえでも、男性が優遇されていると感じている人は多い状況です。実質的な男女平等を実現するために、教育・啓発を進めるとともに、男女がともに能力と個性を發揮できる環境づくりを目指すことが重要です。



男は仕事 女は家庭 という考え方

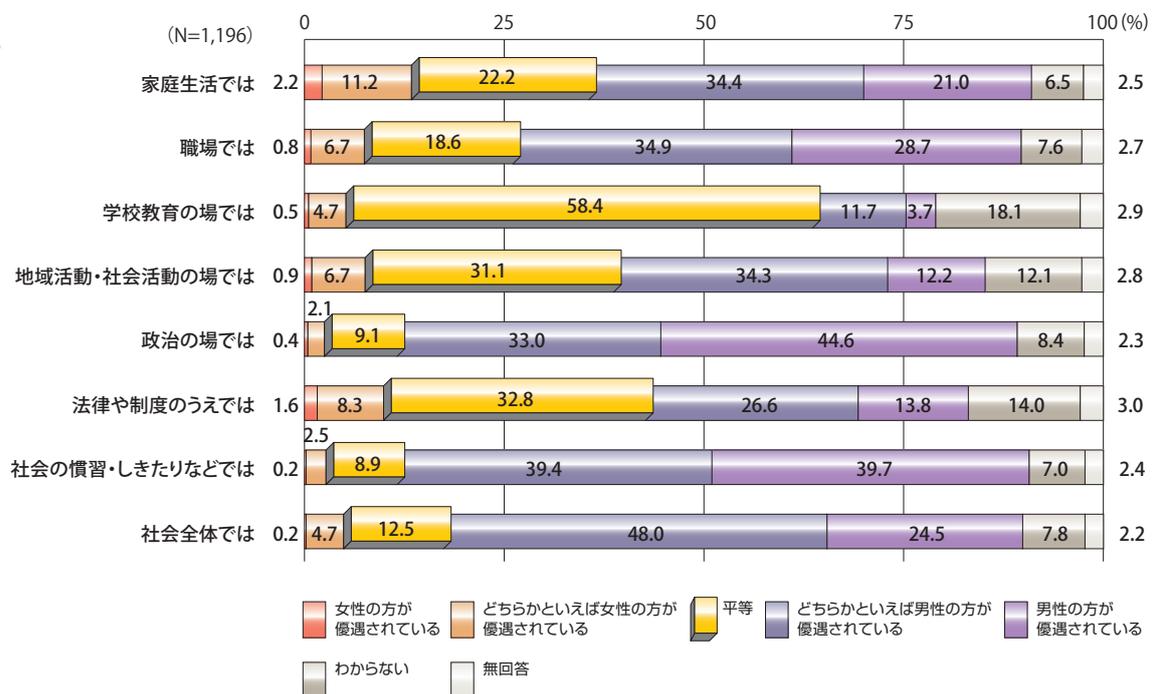
『同感しない』は前回調査から増え、今回調査では『同感する』を上回りました。また、『同感しない』は男性も5割を超えており、女性との差はあまりありません。男女平等意識の啓発はある程度進んできたといえますが、同感する人が4割もいるということは課題です。



※「同感する」と「ある程度同感する」を合わせて『同感する』、「あまり同感しない」と「同感しない」を合わせて『同感しない』と表しています。

男女の 地位の平等感

「社会の慣習・しきたり」や「政治の場」では、『男性の方が優遇されている』と感じている人が7割を超え、「社会全体」でも同様に感じていることが分かります。「学校教育の場」を除き、まだ社会は男性優位の社会であることを示しています。



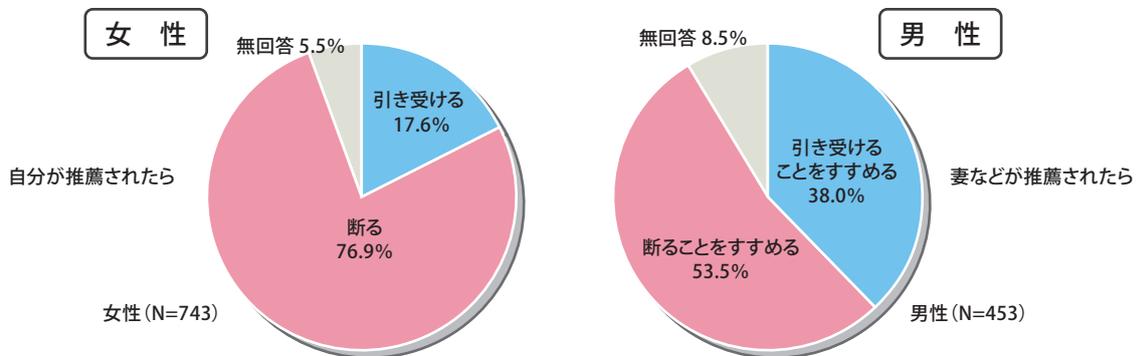
政策・方針決定の場への女性の参画

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野における政策・方針決定過程に男女がともに参画することが重要ですが、女性の参画は未だ低い状況です。性別役割分担意識に基づく慣行や慣習を見直し、女性の参画の意義についての啓発・研修とともに社会全体で支援していく環境の整備が重要となっています。



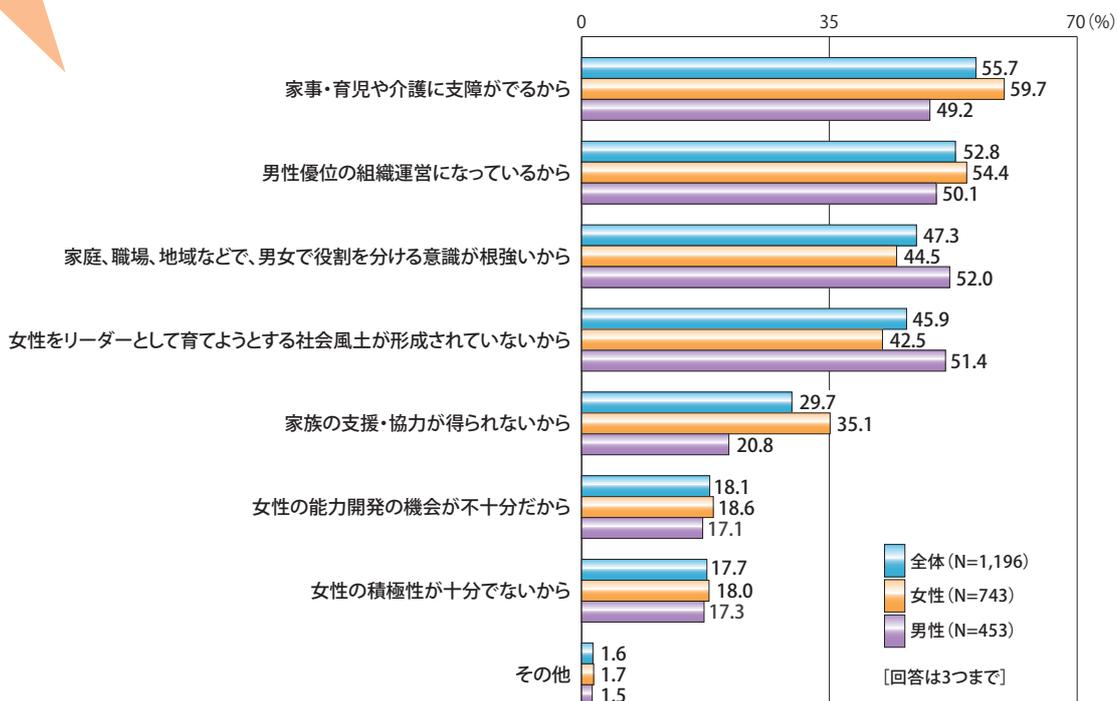
女性が地域の役職につくこと

「断る」は女性で76.9%、「断ることをすすめる」は男性では53.5%で、女性の方が高くなっています。女性は断る理由として「知識や経験不足」「家事・育児や介護に支障」をあげる人が多く、自分自身が役職につくことを考えると、男性より慎重にならざるを得ない状況がうかがえます。



政策・方針決定の場に女性が少ない理由

「家事・育児や介護に支障」と「男性優位の組織運営」が5割を超えています。「家族の支援・協力が得られない」は女性の方が、「女性リーダーを育てる社会風土が形成されていない」は男性の方が大きく上回っています。女性は家族との関係、男性は慣習を課題と認識しているようです。



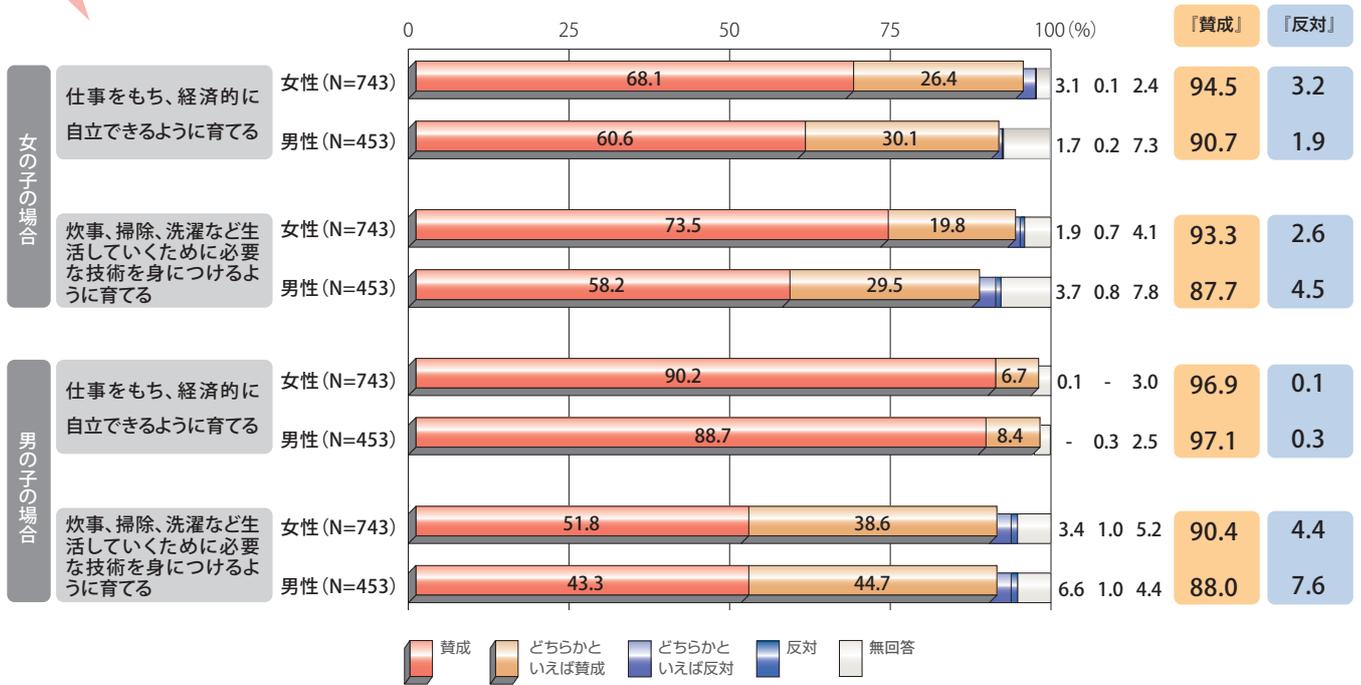
子育て、家庭生活

女の子に対しては経済的自立も生活技術の習得も求めています。男の子に対しては経済的自立を求める傾向がうかがえます。実際の家庭生活でも、男性はほとんど家事に携わっていません。男性の働き方や固定的性別役割分担意識によるところが大きいと推測されます。次代を担う子どもたちは、仕事と家庭を両立できるように育てることが必要です。



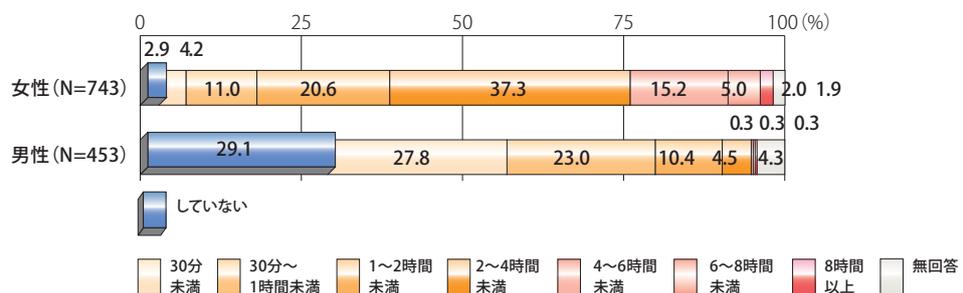
子育てについての考え方

女の子に対しては「経済的に自立」と「生活技術(家事)の習得」で差はあまり見られませんが、男の子に対しては、「経済的に自立」をより強く求めていることがうかがえます。男の子の育て方に、性別役割分担意識が反映される傾向がみえます。



一日のうち家事をする時間

女性の家事時間は『2時間以上』が59.5%となっていますが、男性では「していない」が29.1%、「30分未満」が27.8%と高く、家事の多くを女性が担っていることがわかります。



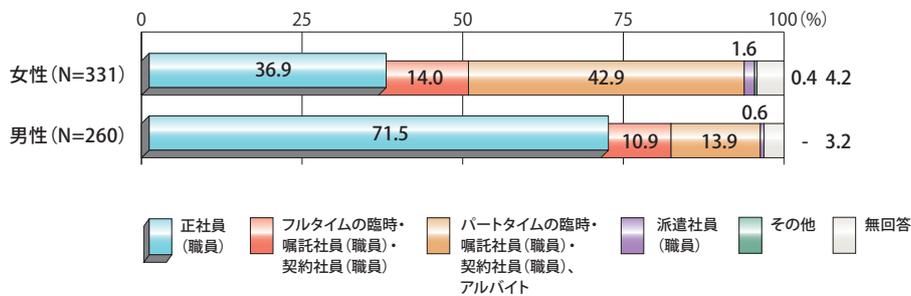
職業生活の現状

女性は非正規雇用を選択している状況や、昇進や配置などで男性より不利な扱いを受けている状況がうかがえます。これは、労働の主体は男性であるという労働慣行とそれに合わせた労働環境によるものが大きいと考えられます。職場で、女性が能力を発揮するためには、男女の機会均等のみならず、男性の家庭参画を支援する就労環境の整備が重要です。



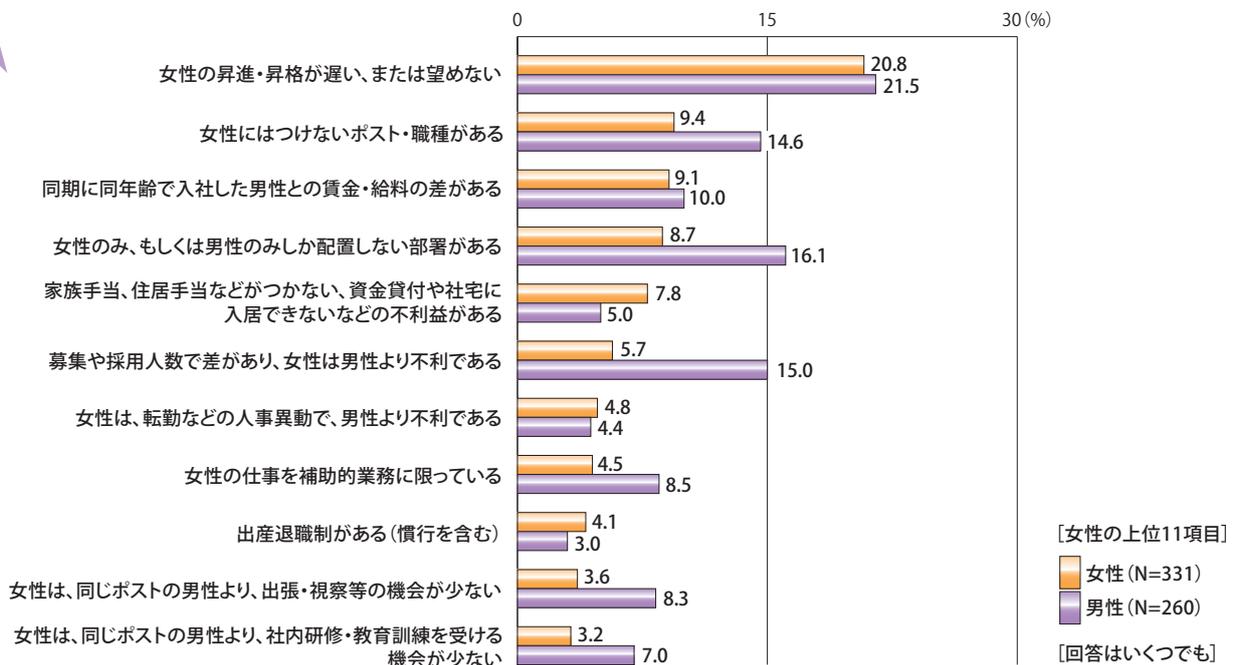
雇用形態

回答者のうち雇用されている人の雇用形態をみると、「正社員」は男性では71.5%と最も多いのに対して、女性はその半分の36.9%となっています。一方「パートタイムの臨時・嘱託社員」は女性の42.9%に対し男性は13.9%です。女性の非正規雇用は約6割を占めています。



職場における男女の不平等

男女ともに「女性の昇進・昇格が遅い、または望めない」が最も多くあげられています。男性は、「女性のみ、もしくは男性のみしか配置しない部署がある」「募集・採用人数で差がある」など女性の採用や職務に制限があることをより不平等と認識しているようです。



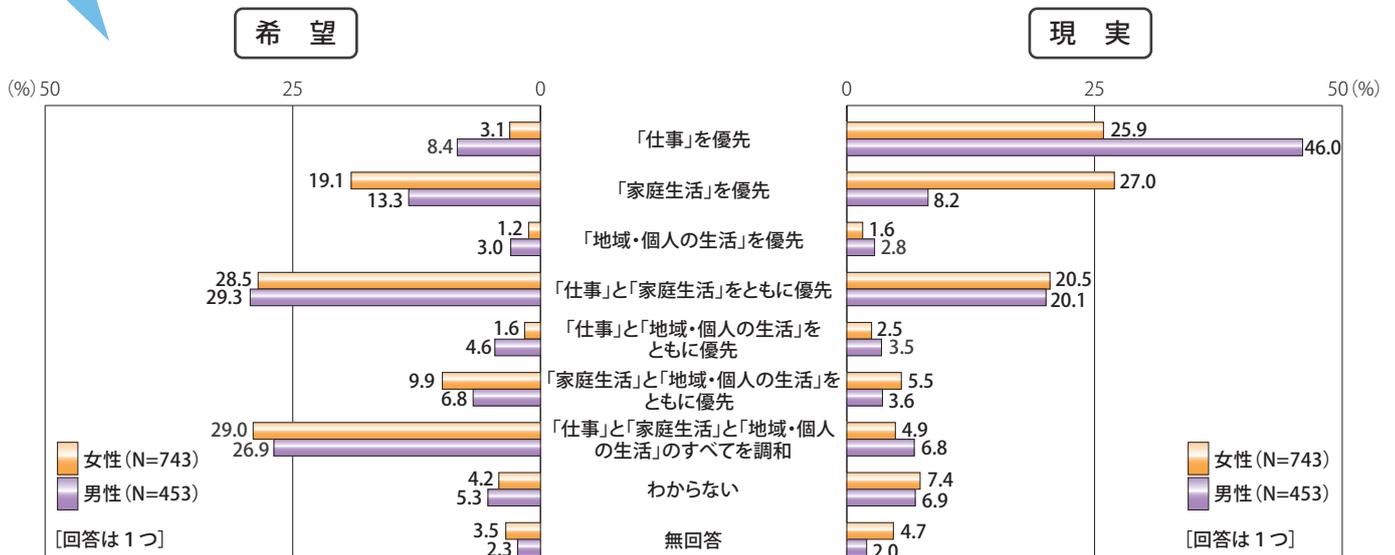
ワーク・ライフ・バランス

男女ともに仕事と家庭、その他の活動が調和のとれた生活を希望しながら、現実には男性は仕事を、女性は家庭を優先せざるを得ないという状況です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、仕事の効率化や人材の定着など経営においても良い影響を及ぼす可能性が高く、労働者のみならず、事業所等への啓発をさらに進める必要があります。



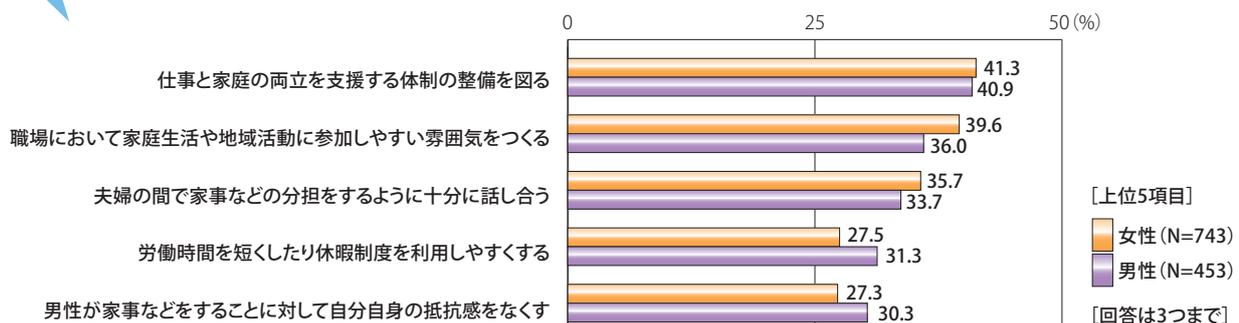
生活の優先度 (希望と現実)

女性も男性も「仕事と家庭生活優先」と「仕事と家庭生活、その他の調和」を希望していますが、現実では、男性の「仕事優先」が46.0%と特に高く、女性は「家庭生活優先」が高くなっています。固定的性別役割分担が、ワーク・ライフ・バランスの実現を難しくしていると考えられます。



ワーク・ライフ・バランス実現のための条件整備

「仕事と家庭の両立を支援する体制の整備」「職場の雰囲気づくり」「労働時間を短くしたり休暇制度を利用しやすくする」等、職場や行政による取り組みが上位にあがっています。「夫婦の間で家事分担を話し合う」「男性の家事への抵抗感をなくす」等、家事をめぐる課題の解決も求められています。



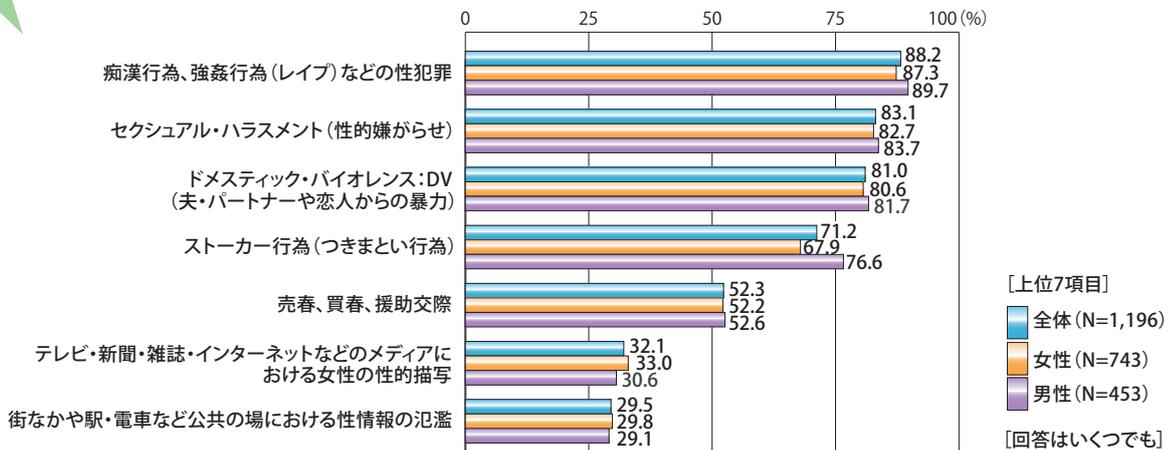
女性への人権侵害

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)をはじめとする、ドメスティック・バイオレンス(パートナーや恋人からの暴力)は、犯罪となる行為も含む人権侵害であり、克服すべき重要な課題です。被害を受けた人への適切で迅速な対応とともに、女性に対する暴力の根絶に向けた人権意識の啓発や教育をさらに進める必要があります。



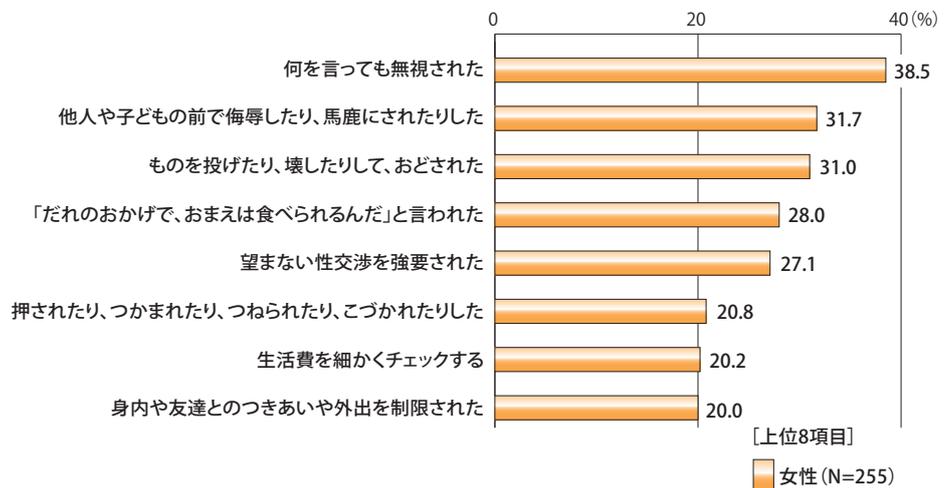
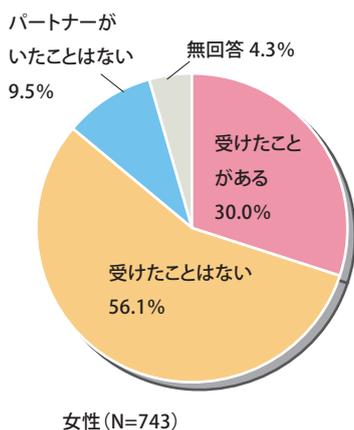
女性への人権侵害と 思うもの

「痴漢行為、強姦行為などの性犯罪」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」は8割以上の方が女性への人権侵害と認識していますが、公共の場などにおける性的描写や性情報の氾濫については約3割にとどまり、さらなる啓発の充実が必要です。



ドメスティック・バイオレンスを 受けた経験

パートナーから暴力を受けた女性は30.0%。「何を言っても無視された」が最も多く、「他人や子どもの前で侮辱したり、馬鹿にされたり」等の精神的暴力が3割前後で続いています。しかし、身体的暴力をはじめ、性的暴力、経済的暴力なども2割を超えています。



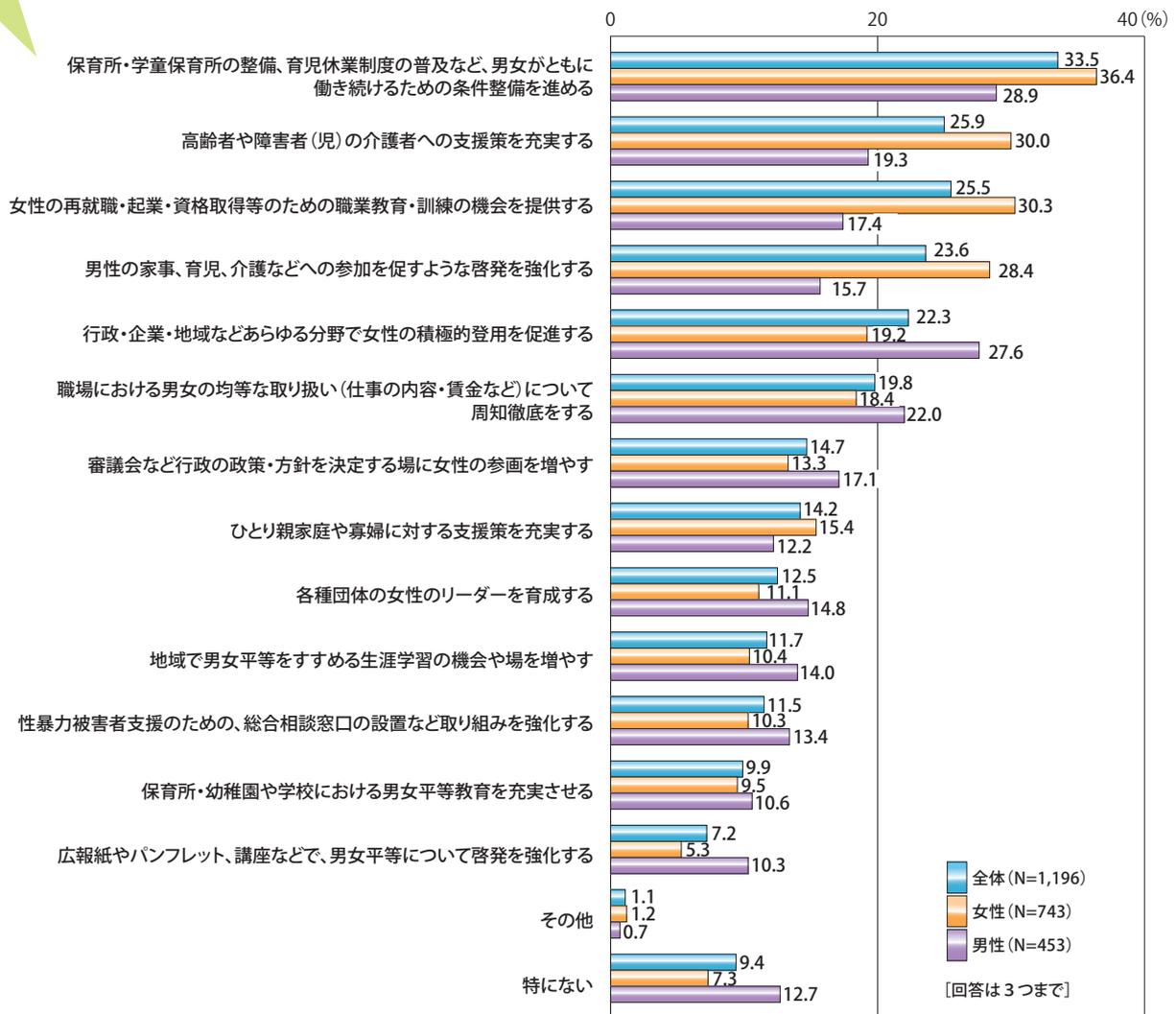
男女共同参画社会の実現

「市民一人ひとりが輝く都市久留米」を目指して人権の尊重と男女共同参画が確立されたまちを実現するために、固定的性別役割分担意識を解消し、男女が対等なパートナーとして認め合い、それぞれがあらゆる分野で自らの能力を発揮できる男女平等な社会づくりをさらに進めていくことが必要です。



男女共同参画社会実現のために望む施策

「保育所の整備、育児休業の普及など働き続けるための条件整備」「高齢者や障害者(児)の介護者への支援策の充実」「女性のための職業教育・訓練機会の提供」等が上位にあがり、いずれも女性の方が割合が高くなっています。



●調査の概要●

この調査は、「第3次男女共同参画行動計画・第2期実施計画(平成28年度～平成32年度)」の策定を行うにあたり、市民の男女平等に関する意識と実態を把握し、今後の政策運営の基礎資料を得ることを目的として実施した。

(1) 調査地域 久留米市全域

(2) 調査対象者 20歳以上の男女3,000人

(3) 回収率 有効回収数1,215人(有効回収率40.5%)

(4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

(5) 調査方法 郵送法

(6) 調査期間 平成26年9月19日～10月3日